

2023年4月24日

組合員 各位

中海協 事務局

建設現場における機構等の実地調査等について

前略

本年4月4日付にて、外国人技能実習機構及び入管、厚労省の関係省庁より、建設業実習実施者及び元請事業者に対し、技能実習機構の調査や監理団体の監査の作業現場の入構等に関する協力の要請通知がありましたのでお知らせいたします。

下記に機構等の調査においてご協力いただきたい主な事項を記載いたしますので、ご確認の程お願いいたします。

草々

記

① 技能実習生の作業状況の確認

技能実習機構の調査及び監理団体の監査では、技能実習計画どおりに実習が行われているかを確認する必要があり、技能実習機構の調査及び監理団体職員の実際に実習作業を行っている状況が確認できる場所への立ち入りの対応をお願いします。

② ヒアリングや書面調査を行う場所の確保

技能実習機構の調査及び監理団体の監査では、実習生や技能実習責任者から実習状況等についてのヒアリングを行う必要があります。また、実習日誌や賃金書類等の各種帳簿書面の内容を確認する場合があります。そのため、ヒアリングを行う場所の確保について、可能な範囲内での協力をお願いします。

③ 現場代理人等へのヒアリング

技能実習機構の調査の際、実習状況を適切に確認するために元請事業者の現場代理人等の方々からも作業状況等のヒアリングを行う場合があります。

ご不明点な等ございましたら弊組合担当者へご連絡いただけますようお願いいたします。

以上